

○食品表示法関係三段表（令和一年七月十六日現在）※未施行部分については、改正箇所に傍線を引き、改正後部分を【】内に記載

<p>○食品表示法（平成二十五年法律第七十号）</p> <table border="1"> <tr> <td>第一章 総則（第一条～第三条）</td><td>第二章 食品表示基準（第四条・第五条）</td></tr> <tr> <td>第三章 不適正な表示に対する措置【措置等】（第六条第十条の二）</td><td>第四章 差止請求及び申出（第十一条・第十二条）</td></tr> <tr> <td>第五章 雜則（第十三条～第十六条）</td><td>第六章 罰則（第十七条～第二十三条）</td></tr> <tr> <td colspan="2">附則</td></tr> </table>		第一章 総則（第一条～第三条）	第二章 食品表示基準（第四条・第五条）	第三章 不適正な表示に対する措置【措置等】（第六条第十条の二）	第四章 差止請求及び申出（第十一条・第十二条）	第五章 雜則（第十三条～第十六条）	第六章 罰則（第十七条～第二十三条）	附則	
第一章 総則（第一条～第三条）	第二章 食品表示基準（第四条・第五条）								
第三章 不適正な表示に対する措置【措置等】（第六条第十条の二）	第四章 差止請求及び申出（第十一条・第十二条）								
第五章 雜則（第十三条～第十六条）	第六章 罰則（第十七条～第二十三条）								
附則									
<p>○食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の完全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成二十七年内閣府令第十一号）</p>	<p>○食品表示法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成二十七年政令第六十七号）</p>								
<p>○食品表示法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和元年政令第百二十四号）</p>	<p>○食品表示法の施行期日を定める政令（平成二十七年政令第六十七号）</p>								
<p>○食品表示法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第一百二十五号）</p>	<p>○食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令（平成二十七年内閣府・農林水産省令第二号）</p>								
<p>○食品表示法第八条第二項及び第九条第一項の規定による立入検査及び質問並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第五条第三項、第四項及び第七項の規定による都道府県知事又は指定都市の長の報告に関する省令（平成二十七年農林水産省令第十二号）</p>	<p>○食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令（平成二十七年内閣府・財務省令第一号）</p>								
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていくことに鑑み、販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む。以下同じ。）の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、食品安全衛生法（昭和二十二年法律第一百三十三号）、健康増進法（平成十四年法律第一百三号）及び日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第一百七十五</p>									

号)による措置と相まって、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「食品」とは、全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品及び同条第九項に規定する再生医療等製品を除き、食品衛生法第四条第二項に規定する添加物（第四条第一項第一号及び第十一条において単に「添加物」という。）を含む。）をいう。

2 この法律において「酒類」とは、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。

3 この法律において「食品関連事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 食品の製造、加工（調整及び選別を含む。）若しくは輸入を業とする者（当該食品の販売をしない者を除く。）又は食品の販売を業とする者（以下「食品関連事業者」という。）
- 二 前号に掲げる者のほか、食品の販売をする者

(基本理念)

第二条 販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二条第一項に規定する消費者政策の一環として、消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、並びに消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として講ぜられなければならない。

販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、食品の生産、取引又は消費の現況及び将来的見通しを踏まえ、かつ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響及び食品関連事業者間の公正な競争の確保に配慮して講ぜなければならない。

第二章 食品表示基準

(食品表示基準の策定等)

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

一　名称、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項

二　表示の方法その他の前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

2　内閣総理大臣は、前項の規定により販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣、農林水産大臣及び財務大臣に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定により販売の用に供する食品に関する表示の基準が定められることにより、国民の健康の保護又は増進が図られると認めるとときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案を添

えて、その策定を要請することができる。

4 農林水産大臣は、第一項の規定により販売の用に供する食品に関する表示の基準が定められることにより、当該基準に係る食品（酒類を除く。）の生産若しくは流通の円滑化又は消費者の需要に即した当該食品の生産の振興が図られると認めると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案を添えて、その策定を要請することができる。

5 財務大臣は、第一項の規定により販売の用に供する食品に関する表示の基準が定められることにより、当該基準に係る酒類の生産若しくは流通の円滑化又は消費者の需要に即した当該酒類の生産の振興が図られると認めると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案を添えて、その策定を要請することができる。

6 第二項から前項までの規定は、第一項の規定により定められた販売の用に供する食品に関する表示の基準（以下「食品表示基準」という。）の変更について準用する。

（食品表示基準の遵守）

第五条 食品表示基準に従つた表示がされていない食品の販売をしてはならない。

第三章 不適正な表示に対する措置【措置等】

（指示等）

第六条 食品表示基準に定められた第四条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項

○食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令

（農林水産大臣が指示をすることができない表示事項及び遵守事項）

第一条 食品表示法（以下「法」という。）第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項は、食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）に定められた表示事項のうち次に掲げるものとする。

を遵守しない場合にあつては、内閣総理大臣（は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守すべき旨の指示をることができます）。

一　名称（一般用加工食品（食品表示基準第三条第一項に規定する一般用加工食品をいう。第十一号及び第二項において同じ。）にあつてはこれを製造し、又は加工した場所で販売する場合及び不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡をする場合に限り、業務用加工食品（食品表示基準第二条第一項第三号に規定する業務用加工食品をいう。）及び業務用生鮮食品（同項第四号に規定する業務用生鮮食品をいう。）にあつてはこれらを容器包装（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第五項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）に入れ、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、又は加工した場所における販売の用に供する場合及び不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡の用に供する場合に限り、一般用生鮮食品（食品表示基準第十八条第一項に規定する一般用生鮮食品をいう。第十一号において同じ。）にあつてはこれを容器包装に入れ、かつ、生産した場所で販売する場合及び不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡をする場合に限る。）

保存の方法

消費期限又は賞味期限

添加物

栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムに限る。）の量及び熱量
六　製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地、乳にあつては乳処理場（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理場）の所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称、乳にあつては乳処理業者（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理業者）の氏名又は名称

アレルゲン
レ・フェニルアラニン化合物を含む旨
指定成分等含有食品（食品衛生法第八条第一

項に規定する指定成分等含有食品をいう。) に関する事項

十 特定保健用食品(健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令(平成二十一年内閣府令第五十七号)第二条第一項第五号に規定する食品(容器包装に入れられたものに限る。)をいう。)に関する事項(食品を製造し、若しくは加工した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対する販売以外の譲渡をする場合における原材料名、内容量又は固形量及び内容総量並びに食品関連事業者の氏名又は名称及び住所を含む。)

十一 機能性表示食品(食品表示基準第二条第一項第十号に規定する機能性表示食品をいう。)に関する事項(食品を製造し、若しくは加工した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対する販売以外の譲渡をする場合における原材料名、内容量又は固形量及び内容総量並びに食品関連事業者の氏名又は名称及び住所を含む。)

十二 遺伝子組換え食品に関する事項(一般用加工食品にあつてはこれを製造し、又は加工した場所で販売する場合及び不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡をする場合に限り、一般用生鮮食品にあつてはこれを容器包装に入れ、かつ、生産した場所で販売する場合及び不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡をする場合に限る。)

十三 乳児用規格適用食品(食品表示基準第三条第二項の表に規定する乳児用規格適用食品をいう。)である旨

十四 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第十九及び別表第二十四の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項
イ 食肉(鳥獸の生肉(骨及び臓器を含む。)に限る。)

十五 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準

別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項

イ 即席めん類（即席めんのうち生タイプ即席めん以外のものをいう。）

ロ 無菌充填豆腐（食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第1食品の部D各条の項の豆腐に規定する無菌充填豆腐をいう。）

ハ 食肉製品（食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十三条规定するものに限る。）

二 乳 乳製品

ト ホ へ 乳又は乳製品を主要原料とする食品

チ 鶏の液卵（鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）

リ ゆでがに
ヌ 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装か
ヲ まぼこ
ワ ふぐを原材料とするふぐ加工品

カ 鯨肉製品
ル 冷凍食品
ヨ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品

タ 容器包装に密封された常温で流通する食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉練り製品を除く。）のうち、水素イオン指數が四・六を超える、かつ、水分活性が〇・九四を超える、かつ、その中心部の温度を摂氏百二十度で四分間に満たない条件で加熱殺菌されたものであつて、ボツリヌス菌を原因とする食中毒の発生を防止するために摂氏十度以下の保存をするもの

レ 岱詰の食品
タ 水のみを原料とする清涼飲料水

ソ 果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したもの
を凍結させたものであつて、原料用果汁以外
のもの

十六 放射線照射に関する事項

十七 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準
別表第二十四の当該食品の項の中欄に掲げる表
示事項

イ シアン化合物を含有する豆類

ロ アボカド、あんず、とうとう、かんきつ類
、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネ
クタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ
、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、
もも及びりんご

ハ 生乳 生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳
ニ 鶏の殻付き卵

ホ 切り身又はむき身にした魚介類（生かき及
びふぐを除く。）であつて、生食用のもの（
（
ト 冻結させたものを除く。）

ヘ ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並び

に切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの
皮であつて、生食用でないもの

ト 切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの

皮であつて、生食用のもの

チ 冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした
魚介類（生かきを除く。）を凍結させたもの

ト 食品表示基準第四章に規定する添加物に関
する事項

十九 食品表示基準第四十条に規定する生食用牛
肉の注意喚起表示に関する事項

法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定
める遵守事項は、食品表示基準に定められた遵守
事項のうち前項各号に掲げる表示事項並びに栄養
成分の量及び熱量（一般用加工食品及び容器包装
に入れられた添加物（食品表示基準第一条第一項
第五号に規定する業務用添加物を除く。）にあつ
ては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウ
ムの量並びに熱量を除く。）を表示する際に食品
関連事業者が遵守すべき事項とする。

次の各号に掲げる大臣は、単独で前項の規定による指示（第一号に掲げる大臣にあつては、同項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合におけるものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 農林水産大臣

二 農林水産大臣 内閣総理大臣
表示事項が表示されていない酒類の販売をし、又は販売の用に供する酒類に関して表示事項を表示する際に遵守事項を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は財務大臣（内閣府令・財務省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・財務省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

○食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令（財務大臣が指示をすることができない表示事項及び遵守事項）

第一条 食品表示法（以下「法」という。）第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項は、食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）に定められた表示事項のうち次に掲げるものとする。

一 名称（一般用加工食品（食品表示基準第三条第一項に規定する一般用加工食品をいう。第九号及び第二項において同じ。）にあつてはこれを製造し、又は加工した場所で販売する場合及び不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡をする場合に限り、業務用加工食品（食品表示基準第二条第一項第三号に規定する業務用加工食品をいう。）にあつてはこれを容器包装（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第五項に規定する容器包装をいう。）に入れ、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、又は加工した場所における販売の用に供する場合及び不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡の用に供する場合に限る。）

四 二 添 加 物
一 消 費 期 限 又 は 賞 味 期 限

- 五 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムに限る。）の量及び熱量
- 六 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては輸入業者の営業所の所在地、乳にあっては乳処理場（特別牛乳にあっては特別牛乳搾取処理場）の所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称、乳にあっては乳処理業者（特別牛乳については特別牛乳搾取処理業者）の氏名又は名称
- 七 L-フェニルアラニン化合物を含む旨
- 八 指定成分等含有食品（食品衛生法第八条第一項に規定する指定成分等含有食品をいう。）に関する事項
- 九 特定保健用食品（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第五十七号）第二条第一項第五号に規定する食品（容器包装に入れられたものに限る。））をいう。）に関する事項（食品を製造し、若しくは加工した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対する販売以外の譲渡をする場合における内容量又は固形量及び内容総量並びに食品関連事業者の氏名又は名称及び住所を含む。）
- 十 遺伝子組換え食品に関する事項（一般用加工食品にあってはこれを製造し、又は加工した場所で販売する場合及び不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡をする場合に限る。）
- 法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める遵守事項は、食品表示基準に定められた遵守事項のうち前項各号に掲げる表示事項並びに栄養成分の量及び熱量（一般用加工食品にあっては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を除く。）を表示する際に食品関連事業者が遵守すべき事項とする。

次の各号に掲げる大臣は、単独で前項の規定による指示（第一号に掲げる大臣にあつては、同項の内閣府令・財務省令で定める表示事項が表示されず、又は同項の内閣府令・財務省令で定める遵守事項を遵守しない場合におけるものを除く。）をしようとするときはあらかじめ、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 財務大臣

二 財務大臣 内閣総理大臣

5 内閣総理大臣は、第一項又は第三項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6 農林水産大臣は、第一項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定により、その者に対してその指示に係る措置をとるべきことを命ずることを要請することができる。

7 財務大臣は、第三項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、内閣総理大臣に対し、第五項の規定により、その者に対してその指示に係る措置をとるべきことを命ずることを要請することができる。

8 内閣総理大臣は、食品関連事業者等が、アレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するため加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の完全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものについて食品表示基準に従つた表示がされていない食品の販売をし、又は販売をしようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停

○食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の完全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令

（食品を摂取する際の完全性に重要な影響を及ぼす事項）
第一条 食品表示法（以下「法」という。）第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の完全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令

止すべき」とを命ずることができる。

を及ぼす事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項及びこれを表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項とする。

一 名称

二 保存の方法

三 消費期限又は賞味期限

四 アレルゲン

L-フェニルアラニン化合物を含む旨

五 指定成分等含有食品（食品衛生法（昭和二十一年法律第二百三十三号）第八条第一項に規定する指定成分等含有食品をいう。以下同じ。）

六 二年以内閣府令第五十七号）第二条第一項第五号に規定する食品（容器包装（食品衛生法第四条第五項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）に入れられたものに限る。）をいう。以下同じ。

七 特定保健用食品（健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）第二条第一項第五号に規定する食品（容器包装（食品衛生法第四条第五項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）に入れられたものに限る。）をいう。以下同じ。）を摂取をする上の注意事項

八 機能性表示食品（食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）第二条第一項第十号に規定する機能性表示食品をいう。以下同じ。）を摂取をする上の注意事項

九 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事項のうちそれぞれ次に定めるもの

イ 食肉（鳥獸の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）処理を行った旨（調味料に浸潤させる処理、他の食肉の断片を結着させ成型する処理その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理を行つたものに限り。）、飲食に供する際にその全体について十分な加熱を要する旨（調味料に浸潤される処理、他の食肉の断片を結着させ成型する処理その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理を行つたものに限り。）、一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨（牛肉（内臓を除く。）であつて生

食用のものに限る。) 及び子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨(牛肉(内臓を除く。)であつて生食用のものに限る。)

口 食肉製品(食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第十三条规定するものに限る。) 非加熱食肉製品である旨(非加熱食肉製品(食肉を塩漬けした後、くん煙し、又は乾燥させ、かつ、その中心部の温度を摂氏六十三度で三十分間加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法による加熱殺菌を行つていなない食肉製品であつて、非加熱食肉製品として販売するものをいう。ただし、乾燥食肉製品を除く。)に限る。)

ハ 乳製品 飲食に供する際に加熱する旨(ナチュラルチーズ(ソフト及びセミハード)のみに限る。)であつて、飲食に供する際に加熱するものに限る。)

二 乳又は乳製品を主要原料とする食品 乳若しくは乳製品を原材料として含む旨、乳成分を原材料として含む旨又は主要原料である乳若しくは乳製品の種類別のうち少なくとも一つを含む旨

ホ 鶏の液卵 (鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。) 未殺菌である旨(殺菌したもの以外のものに限る。) 及び飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨(殺菌したもの以外のものに限る。)

ト ふぐを原材料とするふぐ加工品 生食用であるかないかの別(冷凍食品のうち、切り身にしたふぐを凍結させたものに限る。)

チ 冷凍食品 飲食に供する際に加熱を要するかどうかの別(製造し、又は加工した食品(清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品、魚肉練り製品、ゆでだこ、ゆでがに、食肉(鳥獸の生肉(骨及び臓器を含む。)を加工したものに限る。)及びアイスクリーム類を除く。)を加工したものに

凍結させたものに限る。) 及び生食用である
かないかの別(切り身又はむき身にした魚介
類(生かき及びふぐを除き、調味したものに
限る。)を凍結させたものに限る。)
次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別
表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示事
項

ゆでがに
ロ 容器包装に密封された常温で流通する食品
(清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉
練り製品を除く。)のうち、水素イオン指数
が四・六を超えて、かつ、水分活性が〇・九四
を超えて、かつ、その中心部の温度を摂氏百二
十度で四分間に満たない条件で加熱殺菌され
たものであつて、ボツリヌス菌を原因とする
食中毒の発生を防止するために摂氏十度以下
での保存をするもの

十一 栄養機能食品(食品表示基準第一条第一項
第十号に規定する栄養機能食品をいう。)を
摂取をする上の注意事項

十二 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準
別表第二十四の当該食品の項の中欄に掲げる表
示事項のうちそれぞれ次に定めるもの
イ シアン化合物を含有する豆類 アレルゲン
(特定原材料に由来する添加物を含むものに
限る。)及び使用の方法

ロ アボカド、あんず、とうとう、かんきつ類
、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネ
クタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ
、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、
もも及びりんご アレルゲン(特定原材料に
由来する添加物(抗原性が認められないもの
及び香料を除く。)を含むものに限る。)、
保存の方法及び消費期限又は賞味期限
ハ 食肉(鳥獸の生肉(骨及び臓器を含む。)
に限る。)アレルゲン(特定原材料に由來
する添加物を含むものに限る。)、保存の方
法、消費期限又は賞味期限、処理を行つた旨

(刃を用いてその原形を保ったまま筋及び繊維を短く切断する処理その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理(調味料に浸潤させる処理及び他の食肉の断片を結着させ成型する処理を除く。)を行つたものに限る。)、飲食に供する際にその全体について十分な加熱を要する旨(刃を用いてその原形を保つたまま筋及び繊維を短く切断する処理その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理(調味料に浸潤させる処理及び他の食肉の断片を結着させ成型する処理を除く。)を行つたものに限る。)、一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨(牛肉(内臓を除く。)であつて生食用のものに限る。)及び子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨(牛肉(内臓を除く。)であつて生食用のものに限る。)

二 鶏の殻付き卵 アレルゲン(特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。)、保存の方法、賞味期限、使用の方法、摂氏十度以下で保存することが望ましい旨(生食用のものに限る。)、賞味期限を経過した後は飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨(生食用のものに限る。)、加熱加工用である旨(生食用のものを除く。)及び飲食に供する際に加熱殺菌を要する旨(生食用のものを除く。)

△ 切り身又はむき身にした魚介類(生かき及びぶぐを除く。)であつて、生食用のもの(凍結させたものを除く。)アレルゲン(特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。)、保存の方法及び消費期限又は賞味期限及び皮であつて、生食用のものアレルゲン(特定原材料に由来する添加物を含むものに限る。)、保存の方法、消費期限又は賞味期限及び生食用であるかないかの別(凍結させたも

ト 冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした

魚介類（生かきを除く。）を凍結させたもの

アレルゲン（特定原材料に由来する添加物

を含むものに限る。）、保存の方法、消費期

限又は賞味期限及び生食用であるかないかの

チ 生かき アレルゲン（特定原材料に由来す

る添加物を含むものに限る。）、保存の方法

、消費期限又は賞味期限及び生食用であるか

ないかの別

十三 生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳

にあつては、食品表示基準別表第二十四の生乳

、生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳の項の中

欄に掲げる表示事項

十四 容器包装に入れられた添加物にあつては、

使用の方法及びL-フェニルアラニン化合物で

ある旨又はこれを含む旨

十五 食品表示基準第四十条に規定する生食用牛

肉の注意喚起表示に関する事項

（公表）

第七条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（立入検査等）

第八条 内閣総理大臣は、販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者等若しくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場合に立ち入り、販売の用に供する食品に関する

（食品の収去証）

第二条 法第八条第一項及び第六項の規定により、食品衛生監視員が食品を収去したときは、被収去者に別記様式第一号による収去証を交付しなければならない。

（職員の身分を示す証明書）

第三条 法第八条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式

第二号によるものとする。

表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において、食品若しくはその原材料を無償で収去させることができる。

2 農林水産大臣は、第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項以外の表示事項又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項以外の遵守事項に關し販売の用に供する食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3

財務大臣は、第六条第三項の内閣府令・財務省令

で定める表示事項以外の表示事項又は同項の内閣府令・財務省令で定める遵守事項以外の遵守事項に関し販売の用に供する酒類に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する酒類に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する酒類に関する表示の状況若しくは酒類、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

4 前三項の規定による立入検査、質問又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

○食品表示法第八条第一項及び第九条第一項の規定による立入検査及び質問並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第五条

第三項、第四項及び第七項の規定による都道府県知事又は指定都市の長の報告に関する省令（法第八条第二項の規定による立入検査及び質問をする職員の身分を示す証明書）

第一条 食品表示法（以下「法」という。）第八条第二項の規定による立入検査及び質問をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式第一号によるものとする。

○食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令

（身分を示す証明書）

第二条 法第八条第三項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

5 第一項から第三項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 第一項の規定による収去は、食品衛生法第三十条第一項に規定する食品衛生監視員に行わせるものとする。

7 内閣総理大臣は、第一項の規定により収去した食品の試験に関する事務については食品衛生法第四条第九項に規定する登録検査機関に、当該事務のうち食品の栄養成分の量又は熱量に係るものについては国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所にそれぞれ委託することができる。

8 内閣総理大臣は、第一項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果を、販売の用に供する食品（酒類を除く。）に関する表示の適正を確保するために行われた場合にあっては農林水産大臣に、販売の用に供する酒類に関する表示の適正を確保するために行われた場合にあっては財務大臣に通知するものとする。

9 農林水産大臣又は財務大臣は、第二項又は第三項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果を内閣総理大臣に通知するものとする。

（センターによる立入検査等）

第九条 農林水産大臣は、前条第二項の規定によりその職員に立入検査又は質問を行わせることができる場合において必要があると認めるときは独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、食品関連事業者又はその者との事業に関する関係のある事業者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品（酒類を除く。）に関する同じ。（法第九条第一項の規定による立入検査及び質問をする職員の身分を示す証明書）

○食品表示法第八条第一項及び第九条第一項の規定による立入検査及び質問並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第五条第三項、第四項及び第七項の規定による都道府県知事又は指定都市の長の報告に関する省令（法第九条第一項の規定による立入検査及び質問をする職員の身分を示す証明書）

第二条 法第九条第一項の規定による立入検査及び質問をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式第二号によるものとする。

2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに入検査又は質問を行わせるときは、センターに対し

、当該立入検査又は質問の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 センターは、前項の規定による指示に従つて第一項の規定による立入検査又は質問を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

4

農林水産大臣は、第一項の規定による立入検査又は質問について前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣に通知するものとする。

5 第一項の規定による立入検査又は質問については、前条第四項及び第五項の規定を準用する。

(センターに対する命令)

第十条 農林水産大臣は、前条第一項の規定による立入検査又は質問の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、当該業務に関する必要な命令をすることができる。

(食品の回収の届出等)

第十条の二 食品関連事業者等は、第六条第八項の内閣府令で定める事項について食品表示基準に従つた表示がされていない食品の販売をした場合において、当該食品を回収するとき(同項の規定による命令を受けて回収するとき、及び消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合を除く。)は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、回収に着手した旨及び

(センターの行う立入検査及び質問の結果の報告)

第三条 法第九条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- 一 立入検査又は質問を行つた食品関連事業者はその者とその事業に関して関係のある事業者の氏名又は名称及び住所
- 二 立入検査又は質問を行つた年月日
- 三 立入検査又は質問を行つた場所
- 四 立入検査又は質問に係る食品の種類
- 五 立入検査又は質問の結果
- 六 その他参考となるべき事項

○食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要する

かどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令
(消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合)
第四条 法第十条の二第一項に規定する消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合として内閣府令で定めるときは、同項に規定

回収の状況を内閣総理大臣に届け出なければならない。
い。
内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつた
ときは、その旨を公表しなければならない。

2

する食品の販売の相手方（消費者を含む。）が特
定されている場合であつて、当該食品の販売をし
た食品関連事業者等が当該販売の相手方に直ちに
連絡することにより、当該食品が摂取されていない
こと及び摂取されるおそれがないことが確認さ
れたときとする。

（食品の回収の届出）

- 第五条 食品関連事業者等は、食品の回収について
法第十条の二第一項の規定による届出をしようと
するときは、回収に着手した後、遅滞なく、次に
掲げる事項を内閣総理大臣（食品表示法第十五条
の規定による権限の委任等に関する政令（以下「
令」という。）第七条の規定により当該権限に属
する事務を同条第一項第七号に定める都道府県知
事（保健所を設置する市（法第十五条第五項に規
定する保健所を設置する市をいう。）又は特別区
にあっては、市長又は区長。）が行うこととされ
ている場合には、都道府県知事。以下この
条において同じ。）に届け出なければならない。
一 食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所
二 食品関連事業者等が回収の事務を他の者に指
示し、又は委託した場合には当該者の氏名又は
名称及び住所
三 当該食品の商品名及び名称、当該食品に関す
る表示の内容その他の当該食品を特定するため
に必要な事項
四 当該食品が法第十条の二第一項に該当すると
判断した理由
五 当該食品の回収に着手した時点において判明
している販売先、販売先ごとの販売日及び販売
数量
六 当該食品の回収に着手した年月日
七 当該食品の回収の方法
八 当該食品が摂取されたことに起因する消費者
の生命又は身体に対する危害の発生の有無
食品関連事業者等は、前項各号に掲げる事項に
変更があったときは、遅滞なく、その旨を内閣

3 総理大臣に届け出なければならない。

第一項の規定による届出をした食品関連事業者等は、食品の回収が終了したとき（当該食品関連事業者等が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合にあっては、回収が終了したことを確認したとき）は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第四章 差止請求及び申出

（適格消費者団体の差止請求権）

第十一条 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体は、食品関連事業者が、不特定かつ多数の者に対して、食品表示基準に違反し、販売の用に供する食品の名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量若しくは熱量又は原産地について著しく事実に相違する表示をする行為を行なう。又は行うおそれがあるときは、当該食品関連事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該食品に関して著しく事実に相違する表示を行なった旨の周知その他、当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

（内閣総理大臣等に対する申出）

第十二条 何人も、販売の用に供する食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとときは、内閣府令・農林水産省令で定める手続に従い、その旨を内閣総理大臣又は農林水産大臣（当該食品に関する表示が適正でないことが第六条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令）に申し出て適切な措置をとるべきことと求めることができる。

○食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令

（消費者庁長官又は農林水産大臣に対する申出の手続）

第二条 法第十二条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行なるものとする。

- 一 申出人の氏名又は名称及び住所
- 二 申出に係る食品の種類
- 三 申出の理由
- 四 申出に係る食品に係る食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所
- 五 申出に係る食品の申出時における所在場所及

2

何人も、販売の用に供する酒類に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、内閣府令・財務省令で定める手続に従い、その旨を内閣総理大臣又は財務大臣（当該酒類に関する表示が適正でないことが第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項又は遵守事項のみに係るものである場合にあっては、内閣総理大臣）に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

3

内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前二項の規定による申出があった場合には、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第四条又は第六条の規定による措置その他の適切な措置をとらなければならない。

第五章 雜則

（内閣総理大臣への資料提供等）

第十三条 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、厚生労働大臣、農林水産大臣又は財務大臣に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

（不当景品類及び不当表示法の適用）

第十四条 この法律の規定は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の適用を排除するものと解してはならない。

（権限の委任等）

第十五条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権

び所有者の氏名又は名称

○食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令

（消費者庁長官又は財務大臣に対する申出の手続もって行うものとする。）

第三条 法第十二条第二項の内閣府令・財務省令で定める手続は、次に掲げる事項を記載した文書を

- 一 申出入の氏名又は名称及び住所
- 二 申出に係る酒類の品目
- 三 申出の理由
- 四 申出に係る酒類に係る食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所
- 五 申出に係る酒類の申出時における所在場所及び所有者の氏名又は名称

限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

- 2 この法律に規定する財務大臣の権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、国税庁長官に委任することができる。

- 3 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び前項の規定により国税庁長官に委任された権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

一項の政令で定める権限は、法第四条第一項、同条第二項から第五項まで（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）及び第十三条の規定による権限とする。

（権限の委任）

第二条 法に規定する財務大臣の権限（法第四条第二項及び第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）並びに第十三条に規定するものを除く。）は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

第三条 法に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一 法第六条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第七条の規定による公表（いすれも食品関連事業者であつて、その主たる事務所及び事業所が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるものに関するもの（第五条第一項本文の規定により都道府県知事及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）の長が行うこととされる事務に係るもの）を除く。）に限る。）当該地方農政局の長

二 法第八条第二項の規定による食品関連事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局の長

三 法第八条第二項の規定による食品関連事業者との事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

四 法第八条第二項の規定による食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問 当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する地方農政局長

五 法第十二条第一項の規定による申出の受付及び同条第三項の規定による調査 当該申出の対象とする食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

第四条 第二条の規定により国税庁長官に委任された権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任する。ただし、国税庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

一 法第六条第三項の規定による指示及び当該指示に係る法第七条の規定による公表（いずれも食品関連事業者であつて、その主たる事務所及び事業所が一般の国税局（沖縄国税事務所を含む。以下この号において同じ。）の管轄区域内のみにあるものに関するものに限る。）当該国税局の長

二 法第八条第三項の規定による食品関連事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局长（沖縄国税事務所長を含む。以下この条において同じ。）

三 法第八条第三項の規定による食品関連事業者との事業に関する関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局长

四 法第八条第三項の規定による食品関連事業者又はその者とその事業に関する関係のある事業者に関する立入検査及び質問 当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する国税局长又は税務署長

五 法第十二条第二項の規定による申出の受付及び同条第三項の規定による調査 当該申出の対象とする食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局长

（都道府県又は指定都市が処理する農林水産大臣の権限に属する事務）

第五条 法に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととすることができる。ただし、第一号から第五号まで

この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が行うこととができる。

に掲げる事務（第二号から第四号までに掲げる事務にあつては、法第六条の規定の施行に関し必要と認められる場合におけるものに限る。）については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第六条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第七条の規定による公表（いずれも食品関連事業者であつて、その主たる事務所及び事業所が同一の都道府県の区域内のみにあるものに関するものに限る。）に関する事務（次のイ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者イ 食品関連事業者であつて、その主たる事務所及び事業所が同一の都道府県の区域内のみにあるもの（ロに規定する指定都市内食品関連事業者を除く。以下この条及び次条において「都道府県内食品関連事業者」という。）当該都道府県の知事

ロ 食品関連事業者であつて、その主たる事務所及び事業所が同一の指定都市の区域内のみにあるものの（以下この条及び次条において「指定都市内食品関連事業者」という。）当該指定都市の長

二 法第八条第二項の規定による食品関連事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務次のイ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者イ ロに掲げる食品関連事業者以外の食品関連事業者 当該食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事（都道府県知事にあつては、法第六条第一項の規定により自ら行う指示に関し必要と認められる場合に限る。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。）

三 法第八条第二項の規定による食品関連事業者とその事業について関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務 次のイ又は

口に掲げる事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者であつて、口に掲げる事業者以外のもの

当該食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事

四 法第八条第二項の規定による食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問に関する事務 当該立入検査又は質問に係る次のイ又はロに掲げる場所の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 口に掲げる場所以外の場所 当該場所の所在地を管轄する都道府県知事

五 口 指定都市の区域内の場所 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事 法第十二条第一項の規定による申出の受付及び同条第三項の規定による調査に関する事務 当該申出の対象とする次のイ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 口に掲げる食品関連事業者以外の食品関連事業者 当該食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 食品関連事業者であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事

前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定（法第六条第二項及び第六項並びに第八条第八項及び第九項の規定を除く。）は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。
都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第一号に掲げる事務を行つた場合には、

○食品表示法第八条第二項及び第九条第一項の規定による立入検査及び質問並びに食品表示法第十五

農林水産省令で定めるところにより、その内容を農林水産大臣に報告しなければならない。

(都道府県知事又は指定都市の長の報告に関する省令)

農林水産省令で定めるところにより、その内容を農林水産大臣に報告しなければならない。

(都道府県知事又は指定都市の長のする指示の内容等の報告)

第四条 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令(以下「令」という。)第五条第三項、第四項及び第七項の規定による都道府県知事又は指定都市の長の報告に関する省令

第四条 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令(以下「令」という。)第五条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 指示をした食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
二 指示をした年月日
三 指示に係る食品の種類
四 指示の内容
五 その他参考となるべき事項

4

都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第二号から第四号までに掲げる事務を行つた場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。

一 都道府県内食品関連事業者及び指定都市内食品関連事業者以外の食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行つた場合
農林水産大臣
二 指定都市の長が都道府県内食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行つた場合
当該都道府県の知事
三 都道府県知事が指定都市内食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行つた場合
当該指定都市の長

農林水産大臣は、第一項ただし書の規定により次の各号に掲げる食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者について法第八条第二項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問を行つた結果、当該食品関連事業者が法第五条の規定に違反しており、又は正当な理由がなくて法第六条第一項の規定による指示に係る措置

2

一 報告若しくは物件の提出を求め、又は立入検査若しくは質問を行つた食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者の氏名又は名称及び住所
二 報告若しくは物件の提出を求め、又は立入検査若しくは質問を行つた年月日
三 報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問に係る食品の種類
四 報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問の結果
五 その他参考となるべき事項

(第一項本文の規定により同項第一号に定める者がした指示に係るものに限る。)をとつていいと思料するときは、その旨を当該食品関連事業者の区分に応じた各号に定める者に通知しなければならない。

一 都道府県内食品関連事業者 当該都道府県の知事

二 指定都市内食品関連事業者 当該指定都市の長

農林水産大臣は、第一項ただし書の規定により法第十二条第三項の規定による調査を行った場合において、都道府県知事又は指定都市の長が同項に規定する措置を講ずる必要があると思料するときは、その旨を当該都道府県知事又は指定都市の長に通知しなければならない。

都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第五号に掲げる事務のうち法第十二条第三項の規定による調査を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。

一 都道府県知事が指定都市内食品関連事業者に関する当該調査を行った場合 農林水産大臣及び当該指定都市の長

二 指定都市の長が都道府県内食品関連事業者に関する当該調査を行った場合 農林水産大臣及び当該都道府県の知事

三 前二号に掲げる場合以外の当該調査を行った場合 農林水産大臣

第一項ただし書の場合において、農林水産大臣又は都道府県知事若しくは指定都市の長が同項第二号から第五号までに掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

(都道府県等が処理する消費者庁長官に委任された権限に属する事務)

第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、地域保健法(昭和二十二年法律第一百一号)第五条第一項の政令で定める市(次条に規定する「保健所を設置する市」という。)の市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。

5

第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事、地域保健法(昭和二十二年法律第一百一号)第五条第一項の政令で定める市(次条に規定する「保健所を設置する市」という。)の市長又は特別区の区長が行うこととすることができる。

6

農林水産大臣は、第一項ただし書の規定により法第十二条第三項の規定による調査を行った場合において、都道府県知事又は指定都市の長が同項に規定する措

置を講ずる必要があると思料するときは、その旨を当該都道府県知事又は指定都市の長に通知しなければならない。

7

都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規

定により同項第五号に掲げる事務のうち法第十二条第三項の規定による調査を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その結果を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。

一 都道府県知事が指定都市内食品関連事業者に関する当該調査を行った場合 農林水産大臣及び当該指

定都市の長

二 指定都市の長が都道府県内食品関連事業者に関する当該調査を行った場合 農林水産大臣及び当該都道府県の知事

三 前二号に掲げる場合以外の当該調査を行った場合 農林水産大臣

第一項ただし書の場合において、農林水産大臣又は都道府県知事若しくは指定都市の長が同項第二号から第五号までに掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

(都道府県等が処理する消費者庁長官に委任された権限に属する事務)

第六条 法第十五条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務(酒類及び次条第一項本文の内閣府令で定める事項に係るものを除く。)のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、第三号から第六号までに掲

3

令第五条第七項の規定による報告は、遅滞なく、調査の方法及び結果を記載した書面並びに食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令(平成二十七年内閣府令・農林水産省令第二号)第二条の規定により提出された文書の写しを提出してしなければならない。

げる事務（第三号から第五号までに掲げる事務については、法第六条の規定の施行に関し必要と認められる場合におけるものに限る。）については、消費者庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第六条第一項の規定による指示及び当該指示に

係る法第七条の規定による公表（いづれも都道府県内食品関連事業者又は指定都市内食品関連事業者に関するものに限る。）に関する事務 次のイ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 都道府県内食品関連事業者 当該都道府県の知事

ロ 指定都市内食品関連事業者 当該指定都市の長

二 法第六条第一項の規定による前号イ又はロに定める者の指示に係る同条第五項の規定による命令及び当該命令に係る法第七条の規定による公表に関する事務 次のイ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 都道府県内食品関連事業者 当該都道府県の知事

ロ 指定都市内食品関連事業者 当該指定都市の長

三 法第八条第一項の規定による食品関連事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務 次のイ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ ロに掲げる食品関連事業者以外の食品関連事業者 当該食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事

（都道府県知事にあつては、法第六条の規定により自ら行う指示又は命令に関し必要と認められる場合に限る。次号ロ及び第五号ロにおいて同じ。）

四 法第八条第一項の規定による食品関連事業者との事業について関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務 次のイ又は

口に掲げる事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者であつて、口に掲げる事業者以外のもの

当該食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事

五 法第八条第一項の規定による食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問に関する事務 当該立入検査又は質問に係る次のイ又はロに掲げる場所の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 口に掲げる場所以外の場所 当該場所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 指定都市の区域内の場所 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事

六 法第十二条第一項の規定による申出の受付及び同条第三項の規定による調査に関する事務 当該申出の対象とする次のイ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 口に掲げる食品関連事業者以外の食品関連事業者 当該食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

ロ 食品関連事業者であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事

2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る内閣総理大臣に関する規定（法第六条第二項及び第六項並びに第八条第八項及び第九項の規定を除く。）は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。

3 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第一号又は第二号に掲げる事務を行った

○食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要

場合には、内閣府令で定めるところにより、その内容を消費者庁長官に報告しなければならない。

（都道府県知事等の行う指示の内容等の報告）

するかどうかの別その他の食品を摂取する際の完全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令

第四条【第六条】食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（以下「令」という。）【令】第六条第三項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 令第六条第一項第一号に定める指示又は同項第二号に定める命令（以下この項において「指示等」という。）をした食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

二 指示等をした年月日

三 指示等に係る食品の種類

四 指示等の内容

五 その他参考となるべき事項

二 令第六条第四項の規定による報告は、遅滞なく

、次に掲げる事項について行うものとする。

一 報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立

入検査若しくは質問を行った食品関連事業者はその者とその事業に関して関係のある事業者の氏名又は名称

二 報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問を行った年月日

三 報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問に係る食品の種類

四 報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問の結果

五 その他参考となるべき事項

4

都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第三号から第五号までに掲げる事務を行つた場合には、内閣府令で定めるところにより、その結果を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。

一 都道府県内食品関連事業者及び指定都市内食品関連事業者以外の食品関連事業者又はその者とその事業に關して関係のある事業者に関する事務を行つた場合

二 指定都市の長が都道府県内食品関連事業者又はその者とその事業に關して関係のある事業者に関する事務を行つた場合

三 都道府県知事が指定都市内食品関連事業者又はその者とその事業に關して関係のある事業者に関する事務を行つた場合

四 消費者庁長官は、第一項ただし書の規定により次の各号に掲げる食品関連事業者又はその者とその事業に關して関係のある事業者について法第八条第一項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問を行つた結果、当該食品関連事業者が法第五条の規定に違反しており、又は正当な理由がなくて法第六条第一項の規定による指示に係る措置

5

消費者庁長官は、第一項ただし書の規定により次の各号に掲げる食品関連事業者又はその者とその事業に關して関係のある事業者について法第八条第一項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問を行つた結果、当該食品関連事業者が法第五条の規定に違反しており、又は正当な理由がなくて法第六条第一項の規定による指示に係る措置

(第一項本文の規定により同項第一号に定める者がした指示に係るものに限る。)をとつていないと思料するときは、その旨を当該食品関連事業者の区分に応じ当該各号に定める者に通知しなければならない。

一 都道府県内食品関連事業者 当該都道府県の知事
二 指定都市内食品関連事業者 当該指定都市の長

消費者庁長官は、第一項ただし書の規定により法第十二条第三項の規定による調査を行った場合において、都道府県知事又は指定都市の長が同項に規定する措置を講ずる必要があると思料するときは、その旨を当該都道府県知事又は指定都市の長に通知しなければならない。

7 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第六号に掲げる事務のうち法第十二条第三項の規定による調査を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、その結果を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。

一 都道府県知事が指定都市内食品関連事業者に関する当該調査を行った場合 消費者庁長官及び当該指定都市の長
二 指定都市の長が都道府県内食品関連事業者に関する当該調査を行った場合 消費者庁長官及び当該都道府県の知事
三 前二号に掲げる場合以外の当該調査を行った場合 消費者庁長官

8 第一条ただし書の場合において、消費者庁長官又は都道府県知事若しくは指定都市の長が同項第三号から第六号までに掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

第七条 法第十五条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務(アレルゲン、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものに係るものに限る。)のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事(保健所を設置する市(法第十五条第五項に

3

令第六条第七項及び第七条第六項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 調査の方法及び結果
二 食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令(平成二十七年内閣府・農林水産省令第二号) 第二条又は食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令(平成二十七年内閣府・財務省令第一号) 第三条の規定により提出された文書の写し

三 その他参考となるべき事項

規定する保健所を設置する市をいう。第八項において同じ。) 又は特別区にあっては、市長又は区長。以下の条において同じ。) が行うこととする。ただし、第一号及び第三号から第七号【第八号】までに掲げる事務第一号に掲げる事務にあっては栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものの表示の適正を確保するため特に必要があると認めるときは限り、第四号から第六号までに掲げる事務については法第六条の規定の施行に関し必要と認められる場合におけるものに限る。) については、消費者庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第六条第一項又は第三項の規定による指示及び当該指示に係る法第七条の規定による公表に関する事務 当該指示に係る食品関連事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

二 法第六条第一項又は第三項の規定による前号に定める都道府県知事の指示に係る同条第五項の規定による命令及び当該命令に係る法第七条の規定による公表に関する事務 当該都道府県知事

三 法第六条第八項の規定による命令及び当該命令に係る法第七条の規定による公表に関する事務 当該命令に係る食品関連事業者等の主たる事務所(法第二条第三項第二号に規定する者が個人の場合にあっては、その住所又は居所。次号及び第七号【第七号及び第八号】において同じ。)の所在地を管轄する都道府県知事

四 法第八条第一項の規定による食品関連事業者等に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務 当該食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

五 法第八条第一項の規定による食品関連事業者との事業に関する関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務 当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

六 法第八条第一項の規定による食品関連事業者等又は食品関連事業者とその事業に関する関係のある事業者に関する立入検査、質問及び収去に関する事務

並びに同条第七項の規定による委託に関する事務
当該立入検査、質問又は収去の場所の所在地を管轄する都道府県知事

法第十条の二第一項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第二項の規定による公表に関する事務 当該届出に係る食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

七 法第十二条第一項又は第二項の規定による申出の受付及び同条第三項の規定による調査に関する事務 当該申出の対象とする食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

八 法第十二条第一項又は第二項の規定による申出の受付及び同条第三項の規定による調査に関する事務 当該申出の対象とする食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る内閣総理大臣に関する規定（法第六条第二項、第四項、第六項及び第七項並びに第八条第八項及び第九項の規定を除く。）は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

都道府県知事は、第一項本文の規定により、同項第一号から第三号までに掲げる事務を行った場合にはその内容を 同項第四号から第六号（第七号）までに掲げる事務を行った場合にはその結果を、内閣府令で定めることにより、消費者庁長官に報告しなければならない。

3

4

令第七条第三項の規定による報告のうち同条第一項第一号から第三号までに掲げる事務に係るものは、次に掲げる事項について行うものとする。

一 令第七条第一項第一号に定める指示又は同項第二号若しくは第三号に定める命令（以下この項において「指示命令」という。）をした食品関連事業者（この号に定める命令を行つた場合にあつては、食品関連事業者等）の氏名又は名称及び住所

二 指示命令をした年月日

三 指示命令に係る食品の種類

四 指示命令の内容

五 その他参考となるべき事項

令第七条第三項の規定による報告のうち、同条第一項第四号から第六号までに掲げる事務に係るものについては、次に掲げる事項について行うものとする。

一 食品関連事業者等に対する報告の徴収又は物件の提出の要求の件数及び内訳

二 食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収又は物件の提出の要求の件数及び内訳

三 食品関連事業者等又は食品関連事業者とその事業に関する関係のある事業者に対する立入検査、質問又は収去の件数及び内訳

6

令第七条第三項の規定による報告のうち同条第一項第四号に掲げる事務に係るものであつて、同条第一項ただし書の規定により法第六条の規定の施行に關し必要と認めるものは、前項の規定にかかるわらず、遅滞なく、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の徴収又は物件の提出の要求を行つた食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所
- 二 報告の徴収又は物件の提出の要求を行つた年月日

三 報告の徴収又は物件の提出の要求に係る食品の種類

四 報告の徴収又は物件の提出の要求の結果

五 その他参考となるべき事項

7 令第七条第三項の規定による報告のうち同条第一項第五号に掲げる事務に係るものであつて、同条第一項ただし書の規定により法第六条の規定の施行に關し必要と認めるものは、第五項の規定にかかるわらず、遅滞なく、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 報告の徴収又は物件の提出の要求を行つた食品関連事業者とその事業に關して関係のある事業者の氏名又は名称及び住所
- 二 報告の徴収又は物件の提出の要求を行つた年月日
- 三 報告の徴収又は物件の提出の要求に係る食品の種類

四 報告の徴収又は物件の提出の要求の結果

五 その他参考となるべき事項

8 令第七条第三項の規定による報告のうち同条第一項第六号に掲げる事務に係るものであつて、同条第一項ただし書の規定により法第六条の規定の施行に關し必要と認めるものは、第五項の規定にかかるわらず、遅滞なく、次に掲げる事項について行うものとする。

消費者庁長官は、第一項ただし書の規定により食品

- 一 立入検査、質問又は収去を行った食品関連事業者等又は食品関連事業者とその事業に関する事業者の氏名又は名称及び住所
- 二 立入検査、質問又は収去を行った年月日
- 三 立入検査、質問又は収去に係る食品の種類
- 四 立入検査、質問又は収去の結果及び収去した食品の試験の結果
- 五 法第八条第七項の規定による委託をしたときは、委託をした旨、委託先及び委託をした年月日
- 六 その他参考となるべき事項
- 9 令第七条第三項の規定による報告のうち同条第一項第七号に掲げる事務に係るものは、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所
- 二 食品関連事業者等が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合には当該者の氏名又は名称及び住所
- 三 当該食品の商品名及び名称、当該食品に関する表示の内容その他の当該食品を特定するため必要な事項
- 四 当該食品が法第十条の一第一項に該当すると判断した理由
- 五 当該食品の回収に着手した時点において判明している販売先、販売先ごとの販売日及び販売数量
- 六 当該食品の回収に着手した年月日
- 七 当該食品の回収の方法
- 八 当該食品が摂取されたことに起因する消費者の生命又は身体に対する危害の発生の有無
- 九 前条第二項の規定による届出を受けた場合に是の旨
- 十 前条第三項の規定による届出を受けた場合はその旨
- 十一 法第八条第一項の規定による報告を求めた場合にはその旨及びその報告の内容
- 十二 その他参考となるべき事項

関連事業者等又は食品関連事業者との事業に関して
関係のある事業者について法第八条第一項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査、質問若しくは収去を行った結果、当該食品関連事業者等が法第五条の規定（第一項ただし書の内閣府令で定める事項に係るものを除く。）に違反しており、又は正当な理由がなくて法第六条第一項若しくは第三項の規定による指示に係る措置（第一項本文の規定により同項第一号に定める都道府県知事がした指示に係るものに限る。）をとっていないと照料するときは、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

消費者庁長官は、第一項ただし書の規定により法第十二条第三項の規定による調査を行った場合において、都道府県知事が同項に規定する措置を講ずる必要があると思料するときは、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第七号【同項第八号】に掲げる事務のうち法第十二条第三項の規定による調査を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、その結果を消費者庁長官に報告しなければならない。

7 第一項ただし書の場合において、消費者庁長官又は都道府県知事が同項第一号及び第三号から第七号【第八号】までに掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

8 第一項第三号（法第六条第八項の規定による業務の全部又は一部を停止すべきことの命令に係る部分を除く。）、第四号、第五号及び第六号（法第八条第七項の規定による委託に係る部分を除く。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五条【第七条】 令第七条第一項本文に規定するアレルゲン、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定

（令第七条第一項の内閣府令で定める事項）

めるものは、次に掲げる事項並びに栄養成分の量及び熱量（一般用加工食品（食品表示基準第三条第一項に規定する一般用加工食品をいう。次項において同じ。）及び容器包装に入れられた添加物（食品表示基準第二条第一項第五号に規定する業務用添加物を除く。次項において同じ。）にあっては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を除く。）並びにこれらを表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項とする。

- | | | | | | |
|---------------|------------------------|------------------------------------|---|--|---|
| 一
名 称 | 二
保 存 の 方 法 | 三
消 費 期 限 又 は 賞 味 期 限 | 四
添加 物 | 五
栄 養 成 分
(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムに限る。) の量及び熱量 | 六
製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては輸入業者の営業所の所在地、乳にあっては乳処理場（特別牛乳にあっては特別牛乳搾取処理場）の所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称、乳にあっては乳処理業者（特別牛乳については特別牛乳搾取処理業者）の氏名又は名称 |
| 七
ア レ ル ゲン | 八
レーフエニルアラニン化合物を含む旨 | 九
指 定 成 分 等 含 有 食 品 に 関 す る 事 項 | 十
特 定 保 健 用 食 品 に 関 す る 事 項
(食 品 を 製 造 し、若しくは加工した場所で販売する場合又は特定若しくは多数の者に対する販売以外の譲渡をする場合における原材料名、内容量又は固形量及び内容総量並びに食品関連事業者の氏名又は名称及び住所を含む。次項第二号において同じ。) | 十一
機 能 性 表 示 食 品 に 関 す る 事 項
(食 品 を 製 造 し、若しくは加工した場所で販売する場合又は特定若しくは多数の者に対する販売以外の譲渡をする場合における原材料名、内容量又は固 | |

形量及び内容総量並びに食品関連事業者の氏名
又は名称及び住所を含む。次項第三号において
同じ。)

十二 遺伝子組換え食品に関する事項

十三 乳児用規格適用食品（食品表示基準第三条
第二項の表に規定する乳児用規格適用食品をい
う。）である旨

十四 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準

別表第十九及び別表第二十四の当該食品の項の
中欄に掲げる表示事項

イ 食肉（鳥獸の生肉（骨及び臓器を含む。）
に限る。）

ロ 生かき

十五 次に掲げる食品にあつては、食品表示基準
別表第十九の当該食品の項の中欄に掲げる表示
事項

イ 即席めん類（即席めんのうち生タイプ即席
めん以外のものをいう。）

ロ 無菌充填豆腐（食品、添加物等の規格基準
(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号) 第
1 食品の部D各条の項の豆腐に規定する無菌
充填豆腐をいう。）

ハ 食肉製品（食品衛生法施行令第十三条に規
定するものに限る。）

ニ 乳

ホ 乳製品

ト 鶏の液卵（鶏の殻付き卵から卵殻を取り除
いたものをいう。）

チ 切り身又はむき身にした魚介類（生かき及
びふぐを原材料とするふぐ加工品を除く。）
であつて、生食用のもの（凍結させたものを
除く。）

リ ゆでがに

ヌ 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装
まぼこ

フル ふぐを原材料とするふぐ加工品
鯨肉製品

ヨカ力ワ
冷凍食品
容器包装詰加圧加熱殺菌食品

(清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉練り製品を除く。)のうち、水素イオン指数が四・六を超えて、水分活性が〇・九四を超えて、かつ、その中心部の温度を摂氏百二十度で四分間に満たない条件で加熱殺菌されたものであつて、ポツリヌス菌を原因とする食中毒の発生を防止するため摂氏十度以下の保存をするもの

タレソ　缶詰の食品

水のみを原料とする清涼飲料水

果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したもの

を凍結させたものであつて、原料用果汁以外のもの

十六　放射線照射に関する事項

十七　次に掲げる食品にあつては、食品表示基準別表第二十四の当該食品の項の中欄に掲げる表

示事項

イ　シアノ化合物を含有する豆類
ロ　アボカド、あんず、とうとう、かんきつ類
、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネ
クタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ
、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、
もも及びりんご

ハ　生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳
ホ　鶏の殻付き卵

ニ　切り身又はむき身にした魚介類(生かき及
びふぐを除く。)であつて、生食用のもの(一
へ　ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並び
に切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの
皮であつて、生食用でないもの
ト　切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの
皮であつて、生食用のもの
チ　冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした
魚介類(生かきを除く。)を凍結させたもの

十八 食品表示基準第四章に規定する添加物に関する事項

十九 食品表示基準第四十条に規定する生食用牛肉の注意喚起表示に関する事項

2

令第七条第一項ただし書に規定する栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るため必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項並びに栄養成分の量及び熱量（一般用加工食品及び容器包装に入られた添加物（業務用添加物を除く。）にあっては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を除く。）並びにこれらを表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項とする。

- 一 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムに限る。）の量及び熱量
- 二 特定保健用食品に関する事項
- 三 機能性表示食品に関する事項

第六章 罰則

第十七条 第六条第八項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十八条 第六条第八項の内閣府令で定める事項について、食品表示基準に従つた表示がされていない食品の販売をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十九条 食品表示基準において表示されるべきこととされている原産地（原材料の原産地を含む。）について虚偽の表示がされた食品の販売をした者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第二十条 第六条第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項から第三項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第一項から第三項まで若しくは第九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 二 第八条第一項の規定による収去を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 三 第十条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十二条 法人（人格のない社団又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項に

において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第十七条 三億円以下の罰金刑
- 二 第十八条から第二十条まで 一億円以下の罰金

三 前条 同条の罰金刑

2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用があるときは、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十二条 第十条の規定による命令に違反したときは、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十八条の規定については、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十年法律第九十七号)

- 1 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(政令への委任)
この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
- 2 (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(政令への委任)
この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

○食品表示法の一部を改正する法律の施行期日を定める
政令(令和元年政令第二百二十四号)
食品表示法の一部を改正する法律の施行期日は、令和三年六月一日とする。

○食品表示法の一部を改正する法律の施行期日を定める
政令(令和元年政令第六十七号)
食品表示法の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。

○食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令(令和二年内閣府令第八号)
附 則
この府令は、食品表示法の一部を改正する法律の

第一百二十五条号) (抄)

第二章 経過措置

第三条 食品表示法の一部を改正する法律(以下この
条において「改正法」という。)による改正後の食
品表示法第十条の二第一項の規定は、改正法の施行
の日以後に着手された同項に規定する食品の回収に
ついて適用する。

(施行の日(令和三年六月一日)から施行する。

○食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定
める表示事項及び遵守事項等を定める命令の一部を改
正する命令(令和二年内閣府・財務省令第二号)

附 則

この命令は、食品衛生法等の一部を改正する法律の
施行の日(令和二年六月一日)から施行する。ただし
、別記様式の改正規定は、食品表示法の一部を改正す
る法律の施行の日(令和三年六月一日)から施行する